

東京大学政府調達協定実施規程

(平成16年4月1日東大規則第177号)

改正：平成17年2月8日東大規則第289号

改正：平成20年7月24日東大規則第16号

改正：平成25年12月19日東大規則第35号

改正：平成26年2月27日東大規則第58号

改正：平成31年1月10日東大規則第37号

改正：令和2年12月17日東大規則第35号

(趣旨)

第1条 この規程は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、国立大学法人東京大学（以下「東京大学」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに關し、東京大学契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。
- 二 特定役務 改正協定の附属書I日本国との付表5に掲げるサービス及び同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。
- 三 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
- 四 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のために締結される二以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、東京大学の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格が、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ同項に規定する財務大臣の定める額以上であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

- 一 有償で譲渡（加工又は修理を加えた上で譲渡する場合を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接必要な特定役務の調達契約
- 二 東京大学の入学試験等に係る試験問題の印刷業務等の調達契約で、改正協定第3条第2項に定める必要な措置として、情報を非公開にする必要があるもの
- 2 前項の予定価格の算定にあたっては、次の各号の掲げるところによる。
 - 一 物品等の借入に係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定めるところにより算定した額
 - 二 調達契約に関し単価についてその予定価格が定められている場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達すべき数量を乗じた額
 - 三 一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達すべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額

（競争参加の資格に関する審査等）

- 第4条 東京大学総長又はその委任を受けた職員（以下「総長」という。）は、その事務につきこの規程が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるときは、東京大学会計規程（平成16年規則第8号。以下「会計規程」という。）第17条第2項に規定する競争に加わろうとする者に必要な資格の審査については、隨時に、しなければならない。
- 2 供給者登録制度（関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求するもの）を維持する場合には、供給者がいつでも登録を申請できることとし、かつ、総長は、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知しなければならない。
 - 3 総長は、会計規程第17条第2項の規定により一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。

- 4 総長は、前項の規定による公示においては、次の事項を明らかにしなければならない。
 - 一 調達をする物品等及び特定役務の種類
 - 二 会計規程第17条第2項に規定する資格の有効期間及び当該期間の更新手続き
- 5 総長は、特定調達契約に関する事務について、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

(参加のための条件)

第5条 総長は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する実績を要求することができるが、日本国において当該実績を有することを条件として課してはならない。

(一般競争の公告)

第6条 総長は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができる。

- 2 総長は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときにおいても、前項による入札公告期間を短縮することはできないものとする。

(一般競争について公告をする事項)

第7条 前条の規定による公告は次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 競争入札に付する事項
 - 二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 三 契約条項を示す場所
 - 四 競争執行の場所及び日時
 - 五 入札保証金に関する事項
 - 六 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後ににおいて調達が予定されている物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
 - 七 会計規程第17条第2項の規定による申請の時期及び場所
 - 八 第12条に規定する文書の交付に関する事項
 - 九 落札者の決定の方法
- 2 総長は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。
 - 3 総長は、第1項の規定による公告において、総長の氏名及び東京大学の名称並びに契約

の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

- 一 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
- 二 入札期日又は会計規程第17条第2項の規定による申請の時期
- 三 総長の氏名及び東京大学の名称

(指名競争の公示等)

第8条 総長は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第6条第1項の規定の例により、公示しなければならない。

- 2 前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告するものとされている事項のほか、契約規程第30条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件についても、するものとする。
- 3 前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第1項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項を第1項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。
- 4 前項の場合においては、同項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 一連の調達契約にあっては、前条第1項第六号に掲げる事項
 - 二 契約の手続において使用する言語

(公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い)

第9条 総長は特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし又は指名競争に付そうとする場合において前条第1項の規定により公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から契約規程第4条の規定による競争参加者の資格について申請があったときは、速やかにその者が同条に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

- 2 総長は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、契約規程第4条に規定する資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第3項に規定する事項及び同条第4項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 3 総長は、特定調達契約につき第1項に規定する資格審査の申請を行った者から入札書が第1項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争にあっては第7条第1項第二号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
- 4 第1項に規定する資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することのできないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、

その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

(郵便等による入札)

第10条 総長は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

(技術仕様)

第11条 総長が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

- 一 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適當なものであること。
- 二 客観的に検証可能かつ公平な基準に基づくものであること。
- 2 総長は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(入札説明書の交付)

第12条 総長は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

- 一 第7条又は第8条第2項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（ただし、第7条第1項第八号に掲げる事項を除く。）
- 二 調達する物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- 三 開札に立ち会う者に関する事項
- 四 総長の氏名並びに東京大学の名称及び所在地
- 五 契約の手続きにおいて使用する言語
- 六 契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
- 七 その他必要な事項

(落札)

第13条 総長は、他の入札書に記載された価格よりも著しく低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

(随意契約によることができる場合)

第14条 特定調達契約においては、次の(一)に該当するときに限り、随意契約によることができる。

- 一 改正協定第13条第1項各号の何れかに該当する場合
- 二 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買い入れるとき。
- 三 落札者が契約を結ばないときで、落札金額の制限内で契約を締結する場合。この場合においては履行期限を除くほか、当初の入札の条件を変更することはできない。
- 2 契約規程第35条の規定は、特定調達契約に関する事務については、適用しない。
- 3 第1項第一号の規定により随意契約によろうとする場合には、別に定める契約審査委員会の審査を受けなければならない。

(落札者の決定に関する通知等)

第15条 総長は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

2 総長は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

- 一 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- 二 総長の氏名並びに東京大学の名称及び所在地
- 三 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- 四 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- 五 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- 六 契約の相手方を決定した手続
- 七 一般競争又は指名競争によることとした場合には、第6条の規定による公告又は第8条の規定による公示を行った日
- 八 随意契約による場合はその理由
- 九 その他必要な事項

(随意契約に関する記録)

第16条 総長は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。

(苦情の処理)

第17条 総長は、特定調達契約につき落札者とされなかつた入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指定するものとする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、総長が行う。

附 則

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

第2条 この規程は、この規程の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則

この規則は、平成17年2月8日から施行し、この規則による改正後の東京大学政府調達協定実施規程の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

第1条 この規則は、平成24年3月30日にジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

第2条 この規則による改正後の東京大学政府調達協定実施規程の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

第3条 この規則の施行の日以降において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約に関する事務の実施に当たっては、経済連携協定において定める政府調達に関する国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならない。

附 則

この規則は、平成26年2月27日から施行する。

附 則

1 この規則は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

2 この規則は、この規則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの

誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則

- 1 この規則は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日から施行する。
- 2 この規則は、この規則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。